

# 城西短期大学学位規程

# 城西短期大学学位規程

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規程に基づき、城西短期大学(以下「本学」という)が授与する学位については、本学学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

ビジネス総合学科 短期大学士(ビジネス総合)

(学位授与の決定)

第3条 前条の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(教授会の役割)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その意見を文書により学長に提出しなければならない。

(学位の授与)

第5条 学長は、教授会の意見を踏まえ、所定の学位記を授与する。

(学位の名称の使用)

第6条 本規程により学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、これに本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第7条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会の意見を踏まえて学位の授与を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規程に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第8条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

(学位記及び書類)

第9条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

付 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正条文 第2条

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

改正条文 第4条, 第5条, 第7条

(学位記の様式)

(1) 第3条の規程により授与する学位記の様式

城短〇〇第 号
<b>学位記</b>
○ ○ ○ ○
年 月 日生
本学〇〇〇〇〇〇学科 所定の課程を修めて本学を 卒業したことを認め短期大学士 (〇〇〇〇〇)の学位を授与する
年 月 日
城西短期大学長 印